

2019年度 市税等納期限一覧表(牛久市)

年月日	税目・使用料・保険料等(期別)
2019年	
4月10日(水)	児童クラブ負担金(4月分)
4月26日(金)	介護保険料(1期) / 市立幼稚園授業料(4月分) / プール利用負担金(5月分)
5月7日(火)	固定資産税(1期) / 国民健康保険税(1期) / 保育料・住宅使用料(4月分)
5月10日(金)	児童クラブ負担金(5月分)
5月27日(月)	市立幼稚園授業料(5月分) / プール利用負担金(6月分)
5月31日(金)	軽自動車税 / 給食費(4・5月分) / 保育料・住宅使用料(5月分)
6月10日(月)	児童クラブ負担金(6月分)
6月26日(水)	介護保険料(2期) / 市立幼稚園授業料(6月分) / プール利用負担金(7月分)
7月1日(月)	市県民税(1期) / 国民健康保険税(2期) / 給食費・保育料・住宅使用料(6月分)
7月10日(水)	児童クラブ負担金(7月分)
7月26日(金)	後期高齢者医療保険料(1期) / 市立幼稚園授業料(7月分) / プール利用負担金(8月分)
7月31日(水)	固定資産税(2期) / 下水道受益者負担金(1期) / 給食費・保育料・住宅使用料(7月分)
8月13日(火)	児童クラブ負担金(8月分)
8月26日(月)	介護保険料(3期) / 後期高齢者医療保険料(2期) / 市立幼稚園授業料(8月分) プール利用負担金(9月分)
9月2日(月)	市県民税(2期) / 国民健康保険税(3期) / 保育料・住宅使用料(8月分)
9月10日(火)	児童クラブ負担金(9月分)
9月26日(木)	後期高齢者医療保険料(3期) / 市立幼稚園授業料(9月分) / プール利用負担金(10月分)
9月30日(月)	国民健康保険税(4期) / 下水道受益者負担金(2期) / 給食費・保育料・住宅使用料(9月分)
10月10日(木)	児童クラブ負担金(10月分)
10月28日(月)	介護保険料(4期) / 後期高齢者医療保険料(4期) / 市立幼稚園授業料(10月分) プール利用負担金(11月分)
10月31日(木)	市県民税(3期) / 国民健康保険税(5期) / 給食費・保育料・住宅使用料(10月分)
11月11日(月)	児童クラブ負担金(11月分)
11月26日(火)	後期高齢者医療保険料(5期) / 市立幼稚園授業料(11月分) / プール利用負担金(12月分)
12月2日(月)	国民健康保険税(6期) / 下水道受益者負担金(3期) / 給食費・保育料・住宅使用料(11月分)
12月10日(火)	児童クラブ負担金(12月分)
12月25日(水)	固定資産税(3期) / 国民健康保険税(7期) / 給食費(12月分)
12月26日(木)	介護保険料(5期) / 後期高齢者医療保険料(6期) / 市立幼稚園授業料(12月分) プール利用負担金(1月分)
12月27日(金)	保育料・住宅使用料(12月分)
2020年	
1月10日(金)	児童クラブ負担金(1月分)
1月27日(月)	後期高齢者医療保険料(7期) / 市立幼稚園授業料(1月分) / プール利用負担金(2月分)
1月31日(金)	市県民税(4期) / 国民健康保険税(8期) / 下水道受益者負担金(4期) 給食費・保育料・住宅使用料(1月分)
2月10日(月)	児童クラブ負担金(2月分)
2月26日(水)	介護保険料(6期) / 後期高齢者医療保険料(8期) / 市立幼稚園授業料(2月分) プール利用負担金(3月分)
3月2日(月)	固定資産税(4期) / 国民健康保険税(9期) / 給食費・保育料・住宅使用料(2月分)
3月10日(火)	児童クラブ負担金(3月分)
3月26日(木)	市立幼稚園授業料(3月分) / プール利用負担金(4月分)
3月31日(火)	給食費・保育料・住宅使用料(3月分)

※口座振替日は納期限と同日となります。ただし保育料・住宅使用料は毎月26日(土・日・祝日の場合は翌平日)が口座振替日となります。

※プール利用負担金とは、「ひたち野うしく小学校」のプール利用負担金のことです。



キ
リ
ト
リ



①コンビニエンスストアでも納付できます

◆取り扱い税目等

- 市県民税(普通徴収) ●固定資産税・都市計画税 ●軽自動車税
- 国民健康保険税 ●介護保険料 ●後期高齢者医療保険料

◆次の項目に該当する場合、コンビニでは納付できません。

- ・バーコードの印字がない場合、または印字されていても読み取りできない場合。
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合。
- ・前納報奨金を差し引いて納付する場合。固定資産税・都市計画税。
- ・納付書記載の「ゆうちょ銀行等取扱期限」を過ぎた場合。

◆注意事項

コンビニ対応納付書のため単票になっています。納期と納付書を十分ご確認ください。



②納付は便利な口座振替で

口座振替を申し込みされますと、納期限に預(貯)金口座から振替されますので、納め忘れがなくなります。お申し込みは、牛久市役所または下記の金融機関で取り扱っています。

筑波銀行	常陽銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行
三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行	水戸信用金庫
茨城県信用組合	中央労働金庫	水郷つくば農業協同組合	ゆうちょ銀行・郵便局

※各本支店から振替ができます。

※振替開始(解約)は、依頼書を納期限の40日前までに申し込みした分(20日までに申し込みした月の翌月)からとなります。



③口座振替をご利用の方へ

- ①軽自動車税の継続検査(車検)用の納税証明書は、6月10日ごろ発送します。
- ②確定申告用の社会保険料控除証明書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)は、1月20日ごろ発送します。
- ③残高不足などを理由に振替ができなかった方には、口座振替不能通知(現金納付用)を発行します。振替ができない状態が続きますと、振替登録を解除させていただく場合があります。
- ④領収書(口座振替納付分)は、平成21年度から廃止となりました。



④軽自動車をお持ちの方へ

5月中旬発送の納税通知書兼領収証書以外には、継続検査(車検)用の納税証明書は付いていません。

上記、納税通知書兼領収証書以外で納付された方は、領収書を持参の上、市総合窓口課で継続検査(車検)用の納税証明書(無料)の請求をお願いします。



⑤前納報奨金制度について

固定資産税・都市計画税については、前納報奨金制度があります。(交付率0.2%とし、限度額は5万円です)

※平成29年度から、市県民税(普通徴収)の前納報奨金制度は廃止となりました。

問 収納課 ☎ 内線1061、1062